

酸素の購入価格に関する届出書(令和6年度)

[記載上の注意事項]

1 届出は、当該前年の1月1日から12月31日までの間に購入したすべての酸素について記載すること。

2 対価は、実際に購入した価格(消費税を含む。)を記載すること。

なお、平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間に医療機関が購入したものについては、当該対価に108分の110を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

1 前年の1月から12月までの酸素の購入実績

購入年月	定置式液化酸素貯槽(CE)		可搬式液化酸素容器(LGC)		大型ボンベ(3,000L超)		小型ボンベ(3,000L以下)	
	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)
令和5年1月			1,000,000	300,000			500	1,200
2月			2,000,000	590,000			1,500	3,600
3月			3,000,000	880,000			0	0
4月			1,500,000	440,000			500	1,200
5月			0	0			0	0
6月	2810000÷9500000 =0.295…… 一銭未満の端数 (小数点第三位)を 四捨五入して0.30 となる		0	0	10800÷4500=2.4 上限単価が2.36なの で、上限単価を記載。 (過疎・離島地域の場合 は上限単価が3.15円な ので、2.4をそのまま記 載する)		0	0
7月			0	0		0	0	
8月			0	0		0	0	
9月			1,000,000	300,000		500	1,200	
10月			1,000,000	300,000		0	0	
11月			0	0		0	0	
12月			0	0		1,500	3,600	
計			9,500,000	2,810,000			4,500	10,800
単価			0.30				2.36	
上限単価	0.19円(0.29円)		0.32円(0.47円)		0.42円(0.63円)		2.36円(3.15円)	

※(円)は過疎、離島等に所在する保険医療機関の上限単価

2 前年1年間において酸素の購入実績がない場合(当該診療月前の酸素の購入実績)

購入年月	定置式液化酸素貯槽(CE)		可搬式液化酸素容器(LGC)		大型ボンベ(3,000L超)		小型ボンベ(3,000L以下)	
	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)
26年5月					6,000	2,100		
単価					0.35			
上限単価	0.19円(0.29円)		0.32円(0.47円)		0.42円(0.63円)		2.36円(3.15円)	

※(円)は過疎、離島等に所在する保険医療機関の上限単価

3 その他

購入業者名	種類(液化酸素、ボンベ)
〇〇酸素	LGC
△△酸素	大型・小型ボンベ

令和5年1月から令和5年12月の間に購入実績がない区分の酸素で、使用する予定があるものについて記載。直近の購入月の実績を記載すること。

上記のとおり届出します。
令和6年1月●日

医療機関コード 12.3456.7

所在地 〇〇市〇〇町〇-〇

保険医療機関名称 □□病院

開設者 厚生 太郎

(電話 〇〇(〇〇)〇〇〇 担当 医事課 〇〇)

九州厚生局長 殿